

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（第一条関係）	．．．．．	1
○都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（第二条関係）	．．．．．	6
○都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）（第三条関係）	．．．．．	41
○建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第四条関係）	．．．．．	43
○都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（第五条関係）	．．．．．	47
○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第六条関係）	．．．．．	48
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（第七条関係）	．．．．．	51
○不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第八条関係）	．．．．．	52
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第九条関係）	．．．．．	54

改 正 案	現 行
<p>（熱供給施設に準ずる施設）</p> <p>第三条 法第十九条の二第九項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。</p> <p>（公共下水道管理者の許可に係る基準）</p> <p>第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十九条の二第九項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第九項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。</p> <p>ニ〜ル （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十三条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げる</p>	<p>（熱供給施設に準ずる施設）</p> <p>第三条 法第十九条の二第八項の政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。</p> <p>（公共下水道管理者の許可に係る基準）</p> <p>第四条 法第十九条の七第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十九条の二第八項に規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 管渠は、暗渠とすること。ただし、法第十九条の二第八項に規定する設備を有する建築物内においては、この限りでない。</p> <p>ニ〜ル （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十三条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げる</p>

ものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十三条第一号ニにおいて「指定都市」という。

）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画」とする。

一・二（略）

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等）

第十七条 法第四十六条第十二項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 自転車駐車で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

二 観光案内所

三 路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第六号に掲げる仮設工作物

第十八条〜第二十一条（略）

（都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等に関する技術的基準）

第二十二条 法第六十二条の二の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 法第四十六条第十二項の施設等（以下この条において「居住者等利便増進施設」という。）の外観及び配置は、できる限り都市公園

ものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十一条第一号ニにおいて「指定都市」という。

）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画」とする。

一・二（略）

（新設）

第十七条〜第二十条（略）

（新設）

の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとする  
こと。

二 地上に設ける居住者等利便増進施設の構造は、倒壊、落下その他の事由による危険を防止する措置を講ずることその他の公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

三 地下に設ける居住者等利便増進施設の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件（都市公園法施行令第十三条第一号に規定する占用物件をいう。）の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとする。

四 居住者等利便増進施設のうち、第十七条第一号に掲げる自転車駐車場にあつてはその敷地面積が三十平方メートル以内、同条第二号に掲げる観光案内所にあつてはその建築面積が五十平方メートル以内、同条第三号に掲げる停留所の上家にあつてはその建築面積が二十平方メートル以内であること。

五 居住者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。

イ 当該工事によつて公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないよう  
うできる限り必要な措置を講ずること。

ロ 工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。

ハ 工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工  
事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利  
用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第二十三条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一～四 (略)

五 低未利用土地の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

第二十四条～第二十七条 (略)

第二十八条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(第三十六条において「都市計画施設」という。)を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

第二十九条～第三十六条 (略)

(削除)

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模)

第二十一条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一～四 (略)

五 低未利用土地(居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地をいう。)の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

第二十二条～第二十五条 (略)

第二十六条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(第三十四条において「都市計画施設」という。)を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする。

第二十七条～第三十四条 (略)

(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)

第三十五条 法第一百八条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権に占める市町村(同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村

をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

（都市再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

### 第三十七条（略）

#### 附則

2 平成三十一年三月三十一日までの間における第二十三条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

（都市再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

### 第三十六条（略）

#### 附則

2 平成三十一年三月三十一日までの間における第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

改正案	現行
<p>（参加組合員の負担金及び分担金の納付）</p> <p>第二十一条 参加組合員が法第四十条第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、定款で定めるものとする。この場合において、最終の納付期限は、<u>法第百条第二項の公告の日から一月を超えてはならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）</p> <p>第二十五条 権利変換計画の変更のうち法第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三条第一項第二号、第七号又は第十二号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十七号から第十九号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>三 法第七十三条第一項第二十号に掲げる事項のうち施設建築敷地若しくはその共有持分、<u>施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地の明細の変更</u></p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの</p>	<p>（参加組合員の負担金及び分担金の納付）</p> <p>第二十一条 参加組合員が法第四十条第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、定款で定めるものとする。この場合において、最終の納付期限は、<u>法第百条の公告の日から一月をこえてはならない。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p>（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）</p> <p>第二十五条 権利変換計画の変更のうち法第七十二条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三条第一項第二号又は第七号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第七十三条第一項第五号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>三 法第七十三条第一項第十五号に掲げる事項のうち施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の明細の変更</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの</p>

(施設建築敷地等の価額の概算額)

第二十八条 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十六号及び第十七号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額(以下「合計価額」という。)以上であり、かつ、法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日(以下この章及び付録第三において「基準日」という。)における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該施設建築敷地の価額(以下「敷地価額」という。)から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額に占める割合(以下「地上権の割合」という。)を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該施設建築敷地の価額の見込額を超えるときは、当該施設建築敷地の価額の見込額をもつて敷地価額とする。

2 4 (略)

(個別利用区内の宅地等の価額の概算額)

第二十八条の二 法第七十三条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地の価額の概算額は、当該個別利用区内の宅地に係る同項第八号に掲げる指定宅地及びその使用収益権の価額の合計額と当該個別利用区内の宅地の整備に要する費用の額とを合計した額以上であり、かつ、基準日における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該個別利用区内の宅地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該個別利用区内の宅地の価額(以下この条において「宅地価額」という。)か

(施設建築敷地等の価額の概算額)

第二十八条 法第七十三条第一項第四号に掲げる施設建築敷地の価額の概算額は、同項第三号、第十一号及び第十二号に掲げる宅地及び借地権の価額の合計額と当該施設建築敷地の整備に要する費用の額とを合計した額(以下「合計価額」という。)以上であり、かつ、法第八十条第一項に規定する三十日の期間を経過した日(以下この章及び付録第三において「基準日」という。)における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該施設建築敷地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該施設建築敷地の価額(以下「敷地価額」という。)から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額に占める割合(以下「地上権の割合」という。)を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、合計価額が当該施設建築敷地の価額の見込額を超えるときは、当該施設建築敷地の価額の見込額をもつて敷地価額とする。

2 4 (略)

(新設)



ら、当該宅地価額に基準日における近傍類似の土地の使用収益権の価額がその土地の価額に占める割合を参酌して定めた個別利用区内の宅地の使用収益権の価額が当該宅地価額に占める割合（次項において「使用収益権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。

この場合において、当該合計した額が当該個別利用区内の宅地の価額の見込額を超えるときは、当該個別利用区内の宅地の価額の見込額をもつて宅地価額とする。

2 法第七十三条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地の使用収益権の価額の概算額は、宅地価額に使用収益権の割合を乗じて得た額とする。

（地代の概算額）

第二十九条 法第七十三条第一項第十四号に掲げる施設建築敷地の地代の概算額は、第二十八条第一項の規定により定めた施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた施設建築敷地の地代の見込額とのうちいずれか多額のものを超えない範囲内において定めなければならない。

2 （略）

（縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更）

第三十一条 権利変換計画の修正又は変更のうち法第八十三条第四項又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十号又は第二十一号に掲げる事項の修正又は変更

（地代の概算額）

第二十九条 法第七十三条第一項第九号に掲げる施設建築敷地の地代の概算額は、前条第一項の規定により定めた施設建築敷地の価額の概算額に百分の六を乗じて得た額に公課及び管理事務費を加えた額と基準日における近傍類似の土地の地代の額を参酌して定めた施設建築敷地の地代の見込額とのうちいずれか多額ものをこえない範囲内において定めなければならない。

2 （略）

（縦覧手続を要しない権利変換計画の修正又は変更）

第三十一条 権利変換計画の修正又は変更のうち法第八十三条第四項又は第五項の政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十五号又は第十六号に掲げる事項の修正又は変更

読み替えるべき規定	読み替えられるべき 字句	読み替える字句	<p>二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十七号から第十九号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、権利変換計画の修正又は変更で、当該修正又は変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの</p> <p>(審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更)</p> <p>第三十二条 権利変換計画の変更のうち法第八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十二号、第二十号又は第二十一号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第七十三条第一項第五号、第十号又は第十七号から第十九号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え)</p> <p>第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
第九十四条第三項	前項	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十条第一項	
読み替えるべき規定	読み替えられるべき 字句	読み替える字句	<p>二 法第七十三条第一項第五号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の修正又は変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、権利変換計画の修正又は変更で、当該修正又は変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの</p> <p>(審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない権利変換計画の変更)</p> <p>第三十二条 権利変換計画の変更のうち法第八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第七十三条第一項第二号、第七号、第十五号又は第十六号に掲げる事項の変更</p> <p>二 法第七十三条第一項第五号又は第十二号から第十四号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更</p> <p>(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替え)</p> <p>第三十三条 法第八十五条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
第九十四条第三項	前項	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第八十条第一項	

(略)							
(略)		協議の経過	損失の補償の見積及びその内訳		損失の事実	事業の種類	相手方の氏名及び住所
(略)	た通知の内容	都市再開発法第八十三条第二項の規定により提出した意見書内容及び同条第三項の規定により施行者とした通知の内容	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳	権利及びそれらの価額	都市再開発法第七十三条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそれらの価額	市街地再開発事業の名称	施行者の名称及び事務所の所在地
(略)							
(略)		協議の経過	損失の補償の見積及びその内訳		損失の事実	事業の種類	相手方の氏名及び住所
(略)	た通知の内容	都市再開発法第八十三条第二項の規定により提出した意見書内容及び同条第三項の規定により施行者とした通知の内容	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳	その価額	都市再開発法第七十三条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びその価額	市街地再開発事業の名称	施行者の名称及び事務所の所在地

		第九十四条第六項	
第六十三條第三項中	第九十四條第八項	同條第五項	損失の補償及び補償をすべき時期
第六十三條第二項中「損失の補償」とあるのは「都市再開發法第七十三條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれら若しくは建築物又はこれら	都市再開發法第八十五條第三項において準用する第九十四條第八項	同條第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同條第五項	都市再開發法第七十三條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
		第九十四条第六項	
第六十三條第三項中	(新設)	同條第五項	損失の補償及び補償をすべき時期
第六十三條第二項中「損失の補償」とあるのは「都市再開發法第七十三條第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する	(新設)	同條第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同條第五項	都市再開發法第七十三條第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額

	第九十四条第八項	(略)				
損失の補償について	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)	若しくはその相手方 裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）	若しくはその相手方	第九十四条第三項	
裁決申請者及び施行者	都市再開発法第七十三条第一項第三号、第八号、第十号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	(略)	裁決申請者	若しくは施行者	都市再開発法第八十五条第三項において準用する第九十四条第三項	に関する権利の価額」と、同条第三項中「事業の認定」とあるのは「都市再開発法による第一種市街地再開発事業の事業計画」と、
	第九十四条第八項	(略)				
損失の補償について	損失の補償及び補償をすべき時期	(略)	若しくはその相手方 裁決申請者又はその相手方（これらの者のうち起業者である者を除く。）	若しくはその相手方	第九十四条第三項	
裁決申請者及び施行者	都市再開発法第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額	(略)	裁決申請者	若しくは施行者	都市再開発法第八十五条第三項において準用する第九十四条第三項	権利の価額」と、同条第三項中「事業の認定」とあるのは「都市再開発法による第一種市街地再開発事業の事業計画」と、

	は、裁決申請者及びその相手方	
<p>第三百三十三条第一項及び第二項</p>	<p>損失の補償</p>	<p>都市再開発法第七十三条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額</p>
(略)	(略)	(略)
<p>(施設建築物の一部等の価額等の確定)</p> <p>第四十一条 法第百三条第一項の規定による施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額又は施設建築敷地の地代の額の確定は、第二十八條から第二十九条までの規定の例により行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>		
<p>(施設建築敷地の道路部分の価額の概算額)</p> <p>第四十三条の三 (略)</p>		
<p>(施設建築敷地を立体的に利用する必要がある第一種市街地再開発事業)</p> <p>第四十三条の四 法第百九条の三第一項の政令で定める第一種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施</p>		
	は、裁決申請者及びその相手方	
<p>第三百三十三条第一項及び第二項</p>	<p>損失の補償</p>	<p>都市再開発法第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額</p>
(略)	(略)	(略)
<p>(施設建築物の一部等の価額等の確定)</p> <p>第四十一条 法第百三条第一項の規定による施設建築敷地、その共有持分若しくは施設建築物の一部等の価額、施設建築敷地の地代の額又は建築施設の部分の価額の確定は、第二十八條、第二十九条又は第四十六條の規定の例により行なわなければならない。</p> <p>2 (略)</p>		
<p>(施設建築敷地の価額の概算額の特例)</p> <p>第四十三条の三 (略)</p>		
<p>(新設)</p>		

設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている第一種市街地再開発事業とする。

（都市高速鉄道が存することとすることができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲）

第四十三条の五 法第九条の三第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

（施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額の概算額）

第四十三条の六 法第九条の三第二項前段に規定する場合においては、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第九条の三第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分にあつては、当該敷地価額から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の都市高速鉄道の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築敷地の都市高速鉄道部分に係る都市高速鉄道の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「都市高速鉄道の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え）

第四十四条 法第九条第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とある

（新設）

（新設）

（権利変換手続の特則）

第四十四条 法第九条第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等」とある

のは、「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

(指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十四条の二 法第一百十条の二第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と、第二十八条第一項中「掲げる施設建築敷地」とあるのは「掲げる施設建築敷地に関する権利」と、「から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した」とあるのは「に、当該施設建築敷地に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築敷地に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築敷地に関する権利の価額が当該敷地価額に占める割合を乗じて得た」と、同条第三項中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築物に関する権利」と、「施設建築物」とあるのは「施設建築物」と、「費用のうち当該施設建築物の一部の整備に要するもの」とあるのは「費用」と、「施設建築物の一部の価額」とあるのは「施設建築物の価額」と、「敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額に第二十六条の規定により定めた地上権の共有持分の割合を乗じて得た額を加えた」とあるのは「当該施設建築物に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築物に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築物に関する権利の価額

るのは、「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と読み替えて、同号の規定を適用する。

(新設)



が当該建築物価額に占める割合を乗じて得た」と、「施設建築物の一部の整備に要する費用」とあるのは「施設建築物の整備に要する費用」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「から第二十九条まで」とあるのは「及び第二十八条の二」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 法第九十条の二第二項の場合及び法第九十条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の三
- 二 法第九十条の二第二項の場合及び法第九十条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 第四十三条の六

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替え等)

第四十五条 法第九十一条の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、第二十六条（見出しを含む。）中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権（以下「地上権」という。）」とあるのは「施設建築敷地」と、第四十一条の見出し中「施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、同条第一項中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等若しくは」とあるのは「建築

第四十五条 法第九十一条の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等」とあるのは「建築施設の部分」と、第二十六条（見出しを含む。）中「施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び付録第一中「施設建築物の所有を目的とする地上権（以下「地上権」という。）」とあるのは「施設建築敷地」と、付録第一中「地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築敷地」と、「地上権にあつては、その者が取得すること

施設の部分又は」と、「価額又は施設建築敷地の地代の額」とあるのは「価額」と、「第二十八条から第二十九条まで」とあるのは「第二十八条の二及び第四十六条」と、付録第一中「地上権にあつては、当該地上権の設定された施設建築敷地」とあるのは「施設建築敷地にあつては、当該施設建築敷地」と、「地上権にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による利用価値」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十六条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 法第一百一十一条の場合及び法第九十九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 同条第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額

二 法第一百一十一条の場合及び法第九十九条の三第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合 同条第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額

第三章の二 第二種市街地再開発事業

となる施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された施設建築敷地の利用価値」とあるのは「施設建築敷地にあつては、その者が取得することとなる施設建築物の一部の位置による利用価値」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第四十六条 (略)

2 (略)

3 法第一百一十一条の場合及び法第九十九条の二第二項前段に規定する場合のいずれにも該当する場合においては、法第七十三条第一項第四号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、法第九十九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額とする。

第三章の二 第二種市街地再開発事業

(建築施設の部分の価額の概算額)

第四十六条の三 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合においては、法第百十八条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 法第百十八条の二十五第二項前段に規定する場合 同項において準用する法第百九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額

二 法第百十八条の二十五の二第二項前段に規定する場合 同項において準用する法第百九条の三第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び都市高速鉄道の地上権割合を乗じて得た額

(施設建築敷地を立体的に利用する必要がある第二種市街地再開発事業)

第四十六条の十二の二 法第百十八条の二十五の二第一項の政令で定める第二種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている第二種市街地再開発事業とする。

(都市高速鉄道が存することとすることができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲)

(建築施設の部分の価額の概算額)

第四十六条の三 (略)

2 (略)

3 法第百十八条の二十五第二項前段に規定する場合においては、法第百十八条の七第一項第三号に掲げる建築施設の部分の価額の概算額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により定めた額から、法第百十八条の二十五第二項において準用する法第百九条の二第三項に規定する施設建築敷地の道路部分の価額に施設建築敷地の共有持分の割合及び道路の地上権割合を乗じて得た額を控除した額とする。

(新設)

(新設)

第四十六条の十二の三 法第一百八条の二十五の二第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

(管理処分手続の特則)

第四十六条の十三 法第一百八条の二十五の三第一項の場合においては、第四十六条の二第四号中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、第四十六条の三の見出し中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「建築施設の部分の価額」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額」と、「建築施設の部分に要する」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る」と、「近傍類似の土地の価額及び近傍同種の建築物の価額」とあるのは「近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地に関する同種の権利の価額」と、同条第二項中「建築施設の部分に要する」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る」と、「付録第五の式」とあるのは「付録第六の式」と、第四十六条の九中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)

第四十六条の十五 法第一百八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(管理処分手続の特則)

第四十六条の十三 法第一百八条の二十五の二第一項の場合においては、第四十六条の二第四号中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、第四十六条の三の見出し中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と、同条第一項中「建築施設の部分の価額」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額」と、「建築施設の部分に要する」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る」と、「近傍類似の土地の価額及び近傍同種の建築物の価額」とあるのは「近傍類似の土地、近傍同種の建築物又は近傍類似の土地に関する同種の権利の価額」と、同条第二項中「建築施設の部分に要する」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利に係る」と、「付録第五の式」とあるのは「付録第六の式」と、第四十六条の九中「建築施設の部分」とあるのは「施設建築敷地又は施設建築物に関する権利」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)

第四十六条の十五 法第一百八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第二条第十号、第四          十四条第一項、第五          十二条第二項第七号          、第七十三条第一項          第二号、第四号、第          六号、第十四号、第          十七号及び第二十号          、第七十五条第二項          、第七十六条第一項          及び第三項、第七十          七条第三項、第七十          八条第一項、第八十          五条第四項、第八十          九条第一項、第九十          一条第一項、第三百          三条第一項及び第二項          、第四百条第一項、          第百八条第二項、第          百十条第二項及び第          百十条の二、第百十          五項、第百十条の二          第三項及び第六項、          第百十条の四第二項          及び第三項、第百十          一条、第百十八条の</p>	<p>施設建築敷地</p>	<p>施設建築敷地（特定仮換地          である施設建築敷地を除き          、施設建築敷地となるべき          特定仮換地に対応する従前          の宅地を含む。）</p>
読み替えるべき規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>第二条第十号、第四          十四条、第五十二条          第二項第七号、第七          十三条第一項第二号          、第四号、第六号、          第九号、第十二号及          び第十五号、第七十          五条第二項、第七十          六条第一項及び第三          項、第七十七条第三          項、第七十八条第一          項、第八十五条第四          項、第八十九条、第          九十一条第一項、第          百三条第一項及び第          二項、第四百条第一          項、第百八条第二項          、第百十条第四項、          第百十一条、第百十          八条の十、第百十八          条の二十一第一項及          び第三項、第百十八          条の二十五の二、第          百十八条の二十八第</p>	<p>施設建築敷地</p>	<p>施設建築敷地（特定仮換地          である施設建築敷地を除き          、施設建築敷地となるべき          特定仮換地に対応する従前          の宅地を含む。）</p>

<p>十、第一百八条の二十一第一項及び第三項、第一百八条の二十五の三、第一百八条の二十八第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項</p>		<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条</p>
	<p>(略)</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>借地の地積と</p>	<p>宅地の総地積</p>
	<p>(略)</p>	<p>宅地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>	<p>借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）と</p>	<p>特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>
<p>二項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項</p>		<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条</p>
	<p>(略)</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>借地の地積</p>	<p>宅地の総地積</p>
	<p>(略)</p>	<p>宅地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>	<p>借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）</p>	<p>特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>

第十六条第一項	(略)	第七條の十七第二項、第三項、第六項及び第七項、第七條の十八第二項及び第三項、第二十條第一項、第二十二條、第三十七條第二項、第五十七條第四項第二号、第七十條第一項	(略)	第一項、第三十三條、第五十條の四第一項、第一百十八條の六第二項
施行地区)	(略)	宅地	(略)	
施行地区) (施行地区となるべき区域又は施行地区内の特定仮換地に対応する従	(略)	宅地 (特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)	(略)	
第十六条第一項	(略)	第七條の十七第二項、第三項、第六項及び第七項、第七條の十八第二項及び第三項、第二十條第一項、第二十二條、第三十三條、第三十七條第二項、第五十七條第四項第二号、第七十條第一項、第七十三條第一項第十二号、第七十六條第一項、第九十一條第一項	(略)	第一項、第五十條の四第一項、第一百十八條の六第二項
施行地区)	(略)	宅地	(略)	
施行地区) (施行地区となるべき区域又は施行地区内の特定仮換地に対応する従	(略)	宅地 (特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)	(略)	

		前の宅地を含む。）
第三十三條、第一百零八條の六第二項	宅地に	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に
第三十三條、第一百零八條の六第二項、同條第三項において準用する第七條の第二項	借地の総地積	施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積
	宅地の地積	宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）
	借地の地積と	借地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）と
		前の宅地を含む。）
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)



(略)	第三十九条第二項、第七十三条第一項第三号及び第十六号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項	(略)	第四十四条第一項		
(略)	施行地区内に有する	(略)	宅地の地積	施行地区内の宅地の総地積	目的となつてゐる宅地の総地積
(略)	有する施行地区内の	(略)	宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）	施行地区内の特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積	目的となつてゐる特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地に対応する従前の宅地についての特定仮換地の総地積
(略)	第三十九条第二項、第七十三条第一項第三号及び第十一号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項	(略)	第四十四条		
(略)	施行地区内に有する	(略)	宅地の地積	施行地区内の宅地の総地積	目的となつてゐる宅地の総地積
(略)	有する施行地区内の	(略)	宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）	施行地区内の特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積	目的となつてゐる特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地に対応する従前の宅地についての特定仮換地の総地積

		<p>第五十条の三第二項 ただし書</p>	
<p>当該区域内の建築物</p>	<p>存する建築物</p>	<p>区域内に宅地、借地 権</p>	
<p>当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>存する当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>区域内の宅地（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権</p>	<p>積</p>
		<p>第五十条の三第二項 ただし書</p>	
<p>当該区域内の建築物</p>	<p>存する建築物</p>	<p>区域内に宅地、借地 権</p>	
<p>当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>存する当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>区域内の宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）</p>	<p>積</p>

(略)	第七十条第一項、第九十条第二項及び第三項、第八十条第一項第二号	建築物	(略)
第七十条の二第一項	宅地に	宅地(特定仮換地である宅地を除く。)	(新設)
第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号及び第十七号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第八十九条第一項、第九十一条第一項、第一百条第二項、第一百条の四第二項	(削除)	宅地(指定宅地を除く。)	(新設)
(削除)	(削除)	宅地(指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)	(新設)
(略)	第七十条第一項、第七十一条第三項、第九十条第二項及び第三項	建築物	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)
第七十一条第一項、第一百八条の二第一項	内の宅地	内の宅地(特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)	(略)

第七十一条第一項、第七十三条第一項第二号、第七十七条第一項及び第五項、第八十七条第二項、第一百十条第二項	施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物	権原に基づき施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	第七十一条第一項、第七十七条第一項及び第五項、第八十七条第二項、第一百十条第二項
第七十一条第三項、第七十三条第一項第十二号、第八十八条第五項	土地（指定宅地を除く。）に存する建築物	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第七十三条第一項第三号	同号の宅地、借地権又は建築物	宅地（指定宅地及び特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地から	第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第一百八条第一項第二号
（略）	（略）	（略）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（新設）

第七十三条第一項第十六号、第一百八条	(削除)	第七十三条第一項第十六号、第一百八条第一項第二号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十、第一百八条の十一第一項及び第二項、第一百八条の二十三第一項	
建築物	(削除)	宅地、借地権	
施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの	(削除)	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権	の移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
第七十三条第一項第三号及び第十一号、	第七十三条第一項第二号	第七十三条第一項第二号、第三号及び第十一号、第八十九条、第一百四条第一項、第一百八条第一項第二号、第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十、第一百八条の十一第一項及び第二項、第一百八条の二十三第一項	
建築物	建築物を	宅地、借地権	
施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの	施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）を	宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）	

第七十三条第二項	(削除)	(削除)	第七十三条第一項第十七号、第九十一条第一項	の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項及び第二項
場合に	(削除)	(削除)	これに存する建築物	
場合（特定仮換地に対応す	(削除)	(削除)	建築物（指定宅地に存する建築物及び施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
第七十三条第二項	第七十三条第一項第十二号、第九十一条第一項	第七十三条第一項第七号、第八十八条第一項、第八十八条第一項第二号	(新設)	第一百八条の三第一項、第一百八条の七第一項第三号、第一百八条の十一第一項及び第二項
場合に	若しくは建築物	内の建築物	(新設)	
場合（特定仮換地に対応す	若しくは建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	(新設)	移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

	第七十六条第一項、 第一百八条第一項第二 号、第一百十条第二項 、第一百十条の四第二 項	(略)	(削除)	(略)	第七十八條第一項、 第八十九條第一項
	施行地区内に	(略)	(削除)	(略)	施行地区内の土地（ 指定宅地を除く。） に権原に基づき所有 される建築物
る従前の宅地について所有 権又は借地権を有する者が 当該宅地についての特定仮 換地の上に建築物を有する 場合を含む。）に	施行地区内の	(略)	(削除)	(略)	権原に基づき所有される施 行地区内の建築物（指定宅 地に存する建築物及び施行 地区内の特定仮換地からの
	(新設)	(略)	第七十七條第一項、 第一百一条の表第七 十七條第一項の項中 欄	(略)	第七十八條第一項
	(新設)	(略)	借地権	(略)	宅地若しくはその宅 地に存する借地権又 は施行地区内の土地 に権原に基づき所有
る従前の宅地又はその宅地 に存する借地権を有する者 が当該宅地についての特定 仮換地の上に建築物を有す る場合を含む。）	(新設)	(略)	宅地（特定仮換地である宅 地を除き、施行地区内の特 定仮換地に対応する従前の 宅地を含む。）に存する借 地権	(略)	宅地若しくはその宅地に存 する借地権（特定仮換地で ある宅地又はその宅地に存 する借地権を除き、施行地

第百四条第一項	第九十条第二項	(削除)	(略)	
宅地、使用収益権又は建築物	の 施行地区内のその他	(削除)	(略)	
宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその使用収益権又は施行地区	その他の施行地区内の	(削除)	(略)	移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
(新設)	第九十条第二項	第八十九条、第百四条第一項	(略)	
(新設)	の 施行地区内のその他	又は建築物	(略)	される建築物
(新設)	その他の施行地区内の	又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	(略)	区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）又は権原に基づき所有される施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）



<p>第一百十條の二第六項</p>		<p>第一百十條の二第一項</p>	<p>第一百八條第一項第二号</p>	
	<p>これに存する物件</p>	<p>土地（指定宅地を除く。）</p>	<p>存する</p>	
	<p>物件（指定宅地に存する物件及び施行地区内の特定仮換地からの移転物件等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転工作物等を含む。）</p>	<p>土地（指定宅地及び特定仮換地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）</p>	<p>存する施行地区内の</p>	<p>内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>
<p>（新設）</p>		<p>（新設）</p>	<p>第一百八條第一項第二号</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>存する建築物</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>存する施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	

第八	第十	第十三	条	第一	項	及	第二	項	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	及	び	組	合	員	又	は	特	定	事	業	参	加	者							
施行	地区	内	の	土	地	又	は	土	地	に	定	着	す	る	物	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	及	び	組	合	員	又	は	特	定	事	業	参	加	者
指定	宅	地	又	は	土	地	に	定	着	す	る	物	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	及	び	組	合	員	又	は	特	定	事	業	参	加	者			

第十	三	条	第	一	項	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	及	び	組	合	員	又	は	特	定	事	業	参	加	者	移	換	地	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者							
施行	地区	内	の	土	地	に	定	着	す	る	物	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	及	び	組	合	員	又	は	特	定	事	業	参	加	者	移	換	地	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	
指定	宅	地	又	は	土	地	に	定	着	す	る	物	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者	及	び	組	合	員	又	は	特	定	事	業	参	加	者	移	換	地	に	関	し	権	利	を	有	す	る	者

三 条 第	第 八 十	
内 の 土 地	施 行 地 区	又 は 除 却 す べ き も の （ 以 下 「 施 行 地 区 内 の 特 定 仮 換 地 か ら の 移 転 物 件 等 」 と い う 「 」 を 除 き、 施 行 地 区 内 の 特 定 仮 換 地 へ の 移 転 工 作 物 等 を 含 む 。 ） に 関 し 権 利 を 有 す る 者 及 び 参 加 組 合 員 又 は 特 定 事 業 参 加 者
地 又 は	指 定 宅	

二項

を有する	関し権利	む。)	物等を含	移転工作	換地への	の特定仮	行地区内	除き、施	物件等を	らの移転	仮換地か	内の特定	施行地区	る物件(	に定着す	又は土地	含む。)	の宅地を	する従前	地に対応	特定仮換	地区内の	き、施行	換地を除	(特定仮
																									これに
																				者	有する	権利を	る物件	定着す	

	<p>第一百十條の四第二項</p>	<p>項 第一百十八條の二第一</p>		
	<p>位置、地積、環境及び 利用状況</p>	<p>宅地の 施行地区内の土地に 権原に基づき建築物</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1177 723 1442 976"> <p>者及び参 加組合員 又は特定 事業参加 者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1177 976 1442 1115"></td> </tr> </table>	<p>者及び参 加組合員 又は特定 事業参加 者</p>		<p>位置、地積、環境及び利用 状況（特定仮換地に対応す る従前の宅地にあつては、 当該宅地についての特定仮 換地の位置、地積、環境及 び利用状況）</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅 地を除き、施行地区内の特 定仮換地に対応する従前の 宅地を含む。）の 権原に基づき施行地区内の 建築物（施行地区内の特定 仮換地からの移転建築物等 を除き、施行地区内の特定 仮換地への移転建築物等を 含む。）</p>
<p>者及び参 加組合員 又は特定 事業参加 者</p>				
	<p>（新設）</p>	<p>欄 第一百十一條の表第七 十七條第一項の項下</p>		
	<p>（新設）</p>	<p>宅地又は借地権</p>		
	<p>（新設）</p>	<p>宅地又はその宅地に存する 借地権（特定仮換地である 宅地又はその宅地に存する 借地権を除き、施行地区内 の特定仮換地に対応する従 前の宅地又はその宅地に存 する借地権を含む。）</p>		

第百十八条の十三第	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
宅地、借地権又は建	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
宅地(特定仮換地である宅	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
第百十八条の十三第	(略)	第百十八条の六第二	第百十八条の六第二	第百十八条の六第二	第百十八条の六第二
宅地、借地権又は建	(略)	借地の総地積	借地の地積	宅地の地積	宅地に
宅地若しくはその宅地に存	(略)	施行地区内の特定仮換地以 外の借地及び施行地区内の 特定仮換地に対応する従前 の借地についての特定仮換 地の総地積	借地の地積(施行地区内の 特定仮換地に対応する従前 の借地にあつては、当該借 地についての特定仮換地の 地積)	宅地の地積(施行地区内の 特定仮換地に対応する従前 の宅地にあつては、当該宅 地についての特定仮換地の 地積)	宅地(特定仮換地である宅 地を除き、施行地区内の特 定仮換地に対応する従前の 宅地を含む。)に

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三項	建築物の上に	地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)若しくはその借地権又は施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)の上に第百十八条の三第一項の承認を受けな
第二十一条第三項	施行地区内に有する	有する施行地区内の宅地	(土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合の読替え) 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)	三項	建築物の上に	する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)又は施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)の上に第百十八条の三第一項の承認を受けないで
第二十一条第三項	施行地区内に有する	有する施行地区内の宅地又	(土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合の読替え) 第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)	三項	建築物の上に	する借地権(特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。)又は施行地区内の建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。)の上に第百十八条の三第一項の承認を受けないで

	宅地又は借地権	特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）又はその借地権	第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十条の二第一項、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四	(略)	第十七号に掲げる宅地若しくは建築物	第三十三条
	宅地又は借地権	はその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）	第二十五条第三号、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条の五、第四十六条の十、第四十六条の十三、第四十八条、付録第一、付録第四	(略)	第十二号に掲げる宅地若しくは建築物	第三十三条



(略)	第四十六条の九	(略)	
(略)	宅地、借地権又は建築物	(略)	
(略)	宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）若しくはその借地権又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	(略)	む。）若しくは建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）
(略)	第四十六条の九	(略)	
(略)	宅地、借地権又は建築物	(略)	
(略)	宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）又は施行地区内の建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）	(略)	む。）若しくは建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）

改正案	現行
<p>（土地についての登記の申請）</p> <p>第五条 法第九十条第一項（法第一百十条第五項、法第一百十条の二第六項又は法第一百八条の三十二第二項及び令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による土地の表題部の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。</p> <p>2 法第九十条第一項の規定によつてする土地の表題登記、所有権の保存の登記、法第八十八条第一項（令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地上権の設定の登記、法第九十条の二第七項又は法第九十条の三第六項の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定の登記、法第八十八条第三項の規定による停止条件付権利移転の仮登記及び法第八十九条（令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により存するものとされた担保権等の設定その他の登記（以下「担保権等に関する登記」という。）の申請は、土地ごとに、一の申請情報によつてし、かつ、前項の登記の申請と同時にしなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（旧建物についての登記の申請）</p>	<p>（土地についての登記の申請）</p> <p>第五条 法第九十条第一項（法第一百十条第四項又は法第一百八条の三十二第二項及び令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による土地の表題部の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。</p> <p>2 法第九十条第一項の規定によつてする土地の表題登記、所有権の保存の登記、法第八十八条第一項（令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地上権の設定の登記、法第九十条の二第七項の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の設定の登記、法第八十八条第三項の規定による停止条件付権利移転の仮登記及び法第八十九条（令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により存するものとされた担保権等の設定その他の登記（以下「担保権等に関する登記」という。）の申請は、土地ごとに、一の申請情報によつてし、かつ、前項の登記の申請と同時にしなければならない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（旧建物についての登記の申請）</p>

2 (略)

第六条 法第九十条第二項（法第一百十条第五項、法第一百十条の二第六項又は令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建物についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。

2 (略)

第六条 法第九十条第二項（法第一百十条第四項又は令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による建物についての登記の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、一の申請情報によつてしなければならない。

改正案	現行
<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条及び法第六十条の三第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四(ろ)欄二の項、三の項及び四の項口の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ （略）</p>	<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条及び法第六十条の三第一項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四(ろ)欄二の項、三の項及び四の項口の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ （略）</p>

七・八 (略)

254 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(高度利用地区等関係)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項（

七・八 (略)

254 (略)

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(高度利用地区又は都市再生特別地区関係)

第三百三十七条の九 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項（

建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）、法第六十条の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）又は法第六十条の第三項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一 (略)

二 増築後の建築面積が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の三分の二を超えないこと。

三 増築後の容積率が高度利用地区、都市再生特別地区又は特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。

四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、

建築物の建ぺい率に係る部分を除く。）又は法第六十条の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一 (略)

二 増築後の建築面積が高度利用地区又は都市再生特別地区に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の三分の二を超えないこと。

三 増築後の容積率が高度利用地区又は都市再生特別地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。

四 (略)

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、

法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3・4 (略)

法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3・4 (略)

改正案	現行
<p>（占用の期間）</p> <p>第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>一 次に掲げるものについては、十年</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）第七條第一号から第三号までに掲げるもの（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された同条第十二項に規定する事項に係るものに限る。）</p> <p>ハ （略）</p> <p>ニ～四 （略）</p>	<p>（占用の期間）</p> <p>第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>一 次に掲げるものについては、十年</p> <p>イ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ （略）</p> <p>ニ～四 （略）</p>



改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十三項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十三項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第一項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による</p>

認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一（略）

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一

認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇二十七（略）

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一（略）

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一

項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇十一（略）

十二 都市再開発法第七条の四第一項、第六十六条第一項及び第九十五条の二

十二の二〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項

三十三の二〇三十七（略）

2・3（略）

項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、及び第六項、第六十条の三第一項及び第二項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇十一（略）

十二 都市再開発法第七条の四第一項及び第六十六条第一項

十二の二〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項

三十三の二〇三十七（略）

2・3（略）

改正案	現行
<p>（市街地再開発事業等の施行に係る土地等に関する登記で課税するものの範囲）</p> <p>第四条 法第五条第七号に規定する政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。</p> <p>一 市街地再開発組合の参加組合員又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の三第一項第五号（規準）若しくは第五十二条第二項第五号（施行規程）（同法第五十八条第三項（施行規程）において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者が取得する同法第二条第六号又は第七号（定義）に規定する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利に係る登記、同条第一号に規定する市街地再開発事業の施行者（以下この号において「施行者」という。）が行うこれらの権利の処分に係る登記（同法第一百八条の十第一項（建築施設の部分による対償の給付）に規定する譲受け予定者が、同項の規定により給付される建築施設の部分につき受けるものを除く。）及び施行者が行う同法第七条の十一第二項（事業計画）に規定する個別利用区内の宅地に関する権利の処分に係る登記</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（市街地再開発事業等の施行に係る土地等に関する登記で課税するものの範囲）</p> <p>第四条 法第五条第七号に規定する政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。</p> <p>一 市街地再開発組合の参加組合員又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の三第一項第五号（規準）若しくは第五十二条第二項第五号（施行規程）（同法第五十八条第三項（施行規程）において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者が取得する同法第二条第六号又は第七号（定義）に規定する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利に係る登記及び同条第一号に規定する市街地再開発事業の施行者が行うこれらの権利の処分に係る登記（同法第一百八条の十一第一項（建築施設の部分による対償の給付）に規定する譲受け予定者が、同項の規定により給付される建築施設の部分につき受けるものを除く。）</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十三項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第二項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十三項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第一項ただし書、第六十七条の三第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による</p>

認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一（略）

認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇三十一（略）

改正案	現行
<p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定、都市利便増進協定及び低未利用土地利用促進協定に関する<del>こと並びに</del>同法に規定する退避施設協定及び非常用電気等供給施設協定に関する<del>こと</del>（住宅局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五〜十七 （略）</p> <p>（産業港湾課の所掌事務）</p> <p>第六十条 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号に掲げる業務（当該業務に係る同項第三号に掲げる業務を含む。）及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関する<del>こと</del>。</p> <p>七〜十 （略）</p>	<p>（まちづくり推進課の所掌事務）</p> <p>第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定に関する<del>こと並びに</del>同法に規定する退避施設協定に関する<del>こと</del>（住宅局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五〜十七 （略）</p> <p>（産業港湾課の所掌事務）</p> <p>第六十条 産業港湾課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 都市再生特別措置法第二十九条第一項第三号に掲げる業務（当該業務に係る同項第四号に掲げる業務を含む。）及び広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務のうち、港湾施設に係るものに関する<del>こと</del>。</p> <p>七〜十 （略）</p>